教育上必要な器械器具並びに標本及び模型(指導要領5(6))

品名	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験材料	一式
病理学教育用機材	一式
オシロスコープ	5人に1台
信号発生器	5人に1台
電動機	一式
変圧器	5人に1台
直流電源装置	5人に1台
デジタルマルチメーター	5人に1台
パーソナルコンピュータ	5人に1台
人工呼吸器	一式
人工心肺装置	一式
補助循環装置	一式
血液透析装置	一式
ペースメーカ及びプログラマ	一式
除細動器及び除細動器チェッカ	一式
電気安全チェッカ	一式
電気メス及び電気メスチェッカ	一式
患者情報モニタ(心電図、血圧、血液ガス、呼吸ガス等を計測するもの)	一式
輸液ポンプ	一式
救命処置生体シュミレータ	一式
静脈注射シュミレータ	適当数
*動脈表在化を含むバスキュラーアクセスへの穿刺針の接続・ 抜去のシュミレーションに係る器具備品	適当数
*内視鏡用ビデオカメラ保持に係るシュミレータ	一式

備考1 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

備考2 *をつけたものについては、臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しないこと。

品	名	数量
組織標本		一式
人体解剖模型		一式
人体内臓模型		一式
人体骨格模型		一式
呼吸器模型		一式
呼吸循環系模型		一式
心臓解剖模型		一式
腎臓及び泌尿器模型		一式
脳及び神経系模型		一式